



vol.87
(通巻732号)
月号

年金広報

発行所 年友企画株式会社
〒101-0047
東京都千代田区内神田2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL. 03-3256-1711 FAX. 03-3256-8928
https://www.nen-yu.co.jp
E-mail: nenkinkouhou@nen-yu.co.jp

Topics | トピックス

◆ 5月1日から国民年金第1号被保険者の「臨時特例手続き」が開始

2020年5月1日から国民年金第1号被保険者に対する「臨時特例手続き」が開始する。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じ、収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより国民年金保険料免除の手続きが可能になるもの。学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となる。

国民年金保険料の特例免除（免除・猶予）について

【対象者】

- ①2020年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少した国民年金第1号被保険者
- ②2020年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得が、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる国民年金第1号被保険者

【対象期間】2020年2月分以降の国民年金保険料

【申請の受付開始日】2020年5月1日

【申請先】

申請書は住民登録をしている市（区）役所・町村役場または年金事務所へ郵送。

【必要書類】

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（図1）
- 所得の申立書（図2）

※マイナンバーにより郵送で申請される場合は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付する。

学生納付特例申請について

【対象期間】2020年2月分以降の国民年金保険料

【申請の受付開始日】2020年5月1日

【申請先】

申請書は住民登録をしている市（区）役所・町村役場または年金事務所へ郵送。

【必要書類】

- 学生納付特例申請書（図3）
- 所得の申立書

※所得の申立書は、以下の対象期間毎に申立書（臨時特例用）が異なる。

- ・2019年度分：2020年2月～2020年3月（図4）
- ・2020年度分：2020年4月～2021年3月（図5）

○学生証の写し

※マイナンバーにより郵送で申請される場合は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付する。

【図5】学生納付特例申請用 簡易な所得見込額の申立書 (2020年度分)

学生納付特例申請用



簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)
(新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料学生納付特例申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うために、「国民年金保険料学生納付特例申請書」の「**特例認定区分の1.3.その他**」に「**臨時特例**」と記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料学生納付特例申請の審査のためにのみ使用するものです。
市区町村における国民健康保険料(税)及び市町村民税に関する申告用ではありません。

① 申請対象期間 令和元年度分(令和2年2月分以降)
※ 平成31年度分は令和2年3月分までとなります。
※ 平成31年4月～令和2年1月分は対象外です。

② 下記にチェック(☑)してください。

☐ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

収入が減少した方の氏名をご記入ください。
※ 被保険者(申請者)の収入減少であることが必要です。

③ 被保険者(申請者)氏名
 姓
 名

④ 収入が減少した後の所得見込額(簡易な所得見込額)をご記入ください。
(前面記載の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください)

⑤ 備考欄

【記入上の注意事項】
 ○ ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。(E欄の「所得見込額」をご記載ください)

【添付書類】
 ○ ②欄及び④欄を欄を確定できる書類について、この申立書をご提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から2年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。
 日本年金機構理事長あて
 令和 年 月 日 提出
 住所
 被保険者氏名 印鑑
※ 被保険者が自署した場合は、押印不要です。

受 付 印
市区町村 年金事務所

◆「障害状態確認届(診断書)」の提出期限を延長 ～新型コロナウイルス感染症の影響～

日本年金機構は2020年5月8日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「障害状態確認届(診断書)」の提出期限を1年間延長することを公表した。2020年2月末から2021年2月末までに提出期限を迎える人について、提出期限がそれぞれ1年間延長される。これに伴い、2020年2月から同年6月の間に提出期限を迎える人は、現時点で診断書を作成・提出する必要はなくなり、また、2020年7月から2021年2月までの間に提出期限を迎える人は、本年は日本年金機構から「障害状態確認届(診断書)」を送付しない。対象者には個別に提出期限延長の通知を送付する。なお、特別障害給付金の受給者も対象となる。

◆子ども・子育て拠出金率が改定

2020年4月より子ども・子育て拠出金率が1,000分の3.4(0.34%)から1,000分の3.6(0.36%)に改定された。子ども・子育て拠出金は、子育て支援として事業主が全額(標準報酬月額×拠出金率)を負担し、日本年金機構が徴収する。

◆月間給与総額は一般労働者42.5万円、パートタイム労働者10.0万円 ～「毎月勤労統計調査(2019年度)」～

厚生労働省は2020年5月22日、「毎月勤労統計調査(2019年度分結果確報)」を公表した。これによると、従業員5人以上規模の事業所における月間給与総額は、全体で322,837円で、うち一般労働者は425,342円(前

年度比0.5%増)、パートタイム労働者99,958円(同0.2%増)であった。所定内給与は一般労働者が314,072円(同0.6%増)、パートタイム労働者(時間当たり給与)が1,175円(2.8%増)となった。

月間現金給与総額を産業形態別にみると、一般労働者では「電気・ガス業」の586,286円(所定内給与398,536円)、次いで「学術研究等」の524,53円(同378,628円)、「金融業・保険業」の523,744円(同369,769円)となっており、最も低いのは「飲食サービス業」の296,306円(同242,229円)となっている。なお、前年度比で伸び率が最も高いのは「鉱業、採石業等」の4.6%、最も低いのは「複合サービス事業」の-1.1%となっている。パートタイム労働者では「製造業」の121,119円(所定内給与110,936円)が最も高く、次いで「医療福祉」の117,706円(同110,873円)で、最も低いのは一般労働者同様「飲食サービス業」の76,227円(同72,766円)となっている。前年度比で伸び率が最も高いのは「卸売業、小売業」の2.4%、最も低いのは「その他のサービス業」の-1.2%となっている。

なお、全労働者に占めるパートタイム労働者の比率は年々上昇しており、2019年度は31.51%となっている。

◆ 2020年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で75.5%

厚生労働省は2020年5月29日、2020年3月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2017年3月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比1.0%増の75.5%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は940万月で、納付月数は710万月。

【2018年3月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.6%増の76.1%であった。納付対象月数は887万月で、納付月数は674万月。

【2019年3月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は73.2%であった。納付対象月数は863万月で、納付月数は632万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.3となっている。